

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターのご利用にあたって

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター（以下、「施設」といいます。）は、地域住民に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進することを目的として設置されています（川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例第 1 条）。

1 利用者登録

ご利用にあたっては、川口市施設予約システムの利用規約に同意のうえ、施設で利用者登録をしていただく必要があります。

市で申請内容を審査し、利用者の本人確認をした後、利用団体登録証を交付いたしますので、以下のことに注意してください。

- (1)利用団体登録証、利用者（団体）ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2)パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3)他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
- (4)これら厳重に管理された利用者（団体）ID・パスワードにより行われた手続きについては、登録された利用者により行われたものとみなします。

2 登録区分

登録できるのは、川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例第6条の規定に該当しない活動を行い、原則として、市内在住者が8割以上の複数人で構成し、グループの代表者を置く場合は市内在住の成人であることとします。

また、未成年のみで構成されたグループは利用を許可しません。

利用者登録の区分は次のとおりです。

- (1)団体：代表者を置き、組織運営・活動内容・会費等について定めた会則や会員名簿があり、定期的に活動を行うグループ。
- (2)個人：上記「団体」のような定義は無いが、複数人で自主活動を行うグループ。

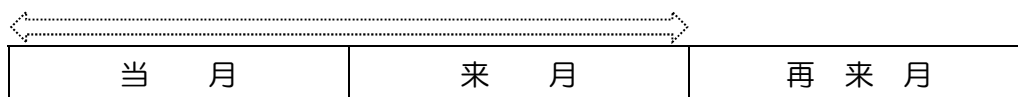
3 施設利用の手続き

- ①インターネットを利用した川口市施設予約システムで利用予約申請を行っていただきます。なお、利用申請後の仮予約の有効期間は申請した日を含めて7日間です。
- ②仮予約の有効期間内に施設で使用料を納付し、『利用許可書兼領収書』を受け取ってください。
- ③利用当日に『利用許可書兼領収書』を提示してください。

仮予約を申込みできるのは、申請日の属する月を含む3か月分です。

システムによる受付は24時間可能です。ただし新たな受付可能な月については、毎月初めの3開館日（休館日を含む場合は4開館日以降）を除きます。

利用日が当月または1か月後の場合 ⇒1日から仮予約が可能



4 開館日目から仮予約が可能（利用日が2か月後の場合）



4 使用料の納付

利用申請した予約は、仮予約有効期間内に施設窓口で使用料を納付してください。

使用料の納付の受付時間は、休館日を除く9時から17時までです。

予約後は利用者自らの取り消しはできませんので、施設へご連絡ください。

なお、納付した使用料は返金いたしません。

5 その他

- ① 施設を連続して利用できる期間は 3 日間です。同じ利用者が 3 日間を超えての利用はできません。
- ② 許可された時間帯の中で設営・片付け、床等を汚した場合の掃除をお願いします。
- ③ 利用に伴いでた「ごみ」は、お持ち帰りください。
- ④ 万が一利用中に施設及び備品等を破損した場合には、必ず口頭で職員へ報告してください。原則、破損については現状回復をしていただくことになります。

鳩ヶ谷コミュニティセンター館長

2026/5/27